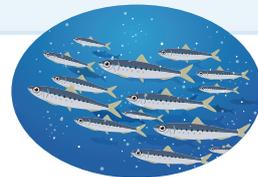


# 漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収の取り組みについて

## 海洋ごみ回収の取り組みについて



漁場や海域の環境を保全するために、海面に漂うごみや海底に沈んだごみ(海洋ごみ)を回収することが大切です。

海洋ごみがあると、船舶のプロペラへの絡まりや漁具の破損等漁業活動に支障が出ます。また、ごみが混獲されると、漁獲物が傷んで、商品価値が下がることも考えられます。このため、漁業者自らがボランティアで海洋ごみを回収して持ち帰る取り組みが日本全国ではじまりつつあります。

環境省では、漁業者による海洋ごみの回収活動がより円滑に推進するため、日本全国での先行事例や、海洋ごみの回収から処理に至る流れなどの仕組みや工夫点などを紹介しています。また、回収した海洋ごみの運搬・処理については、自治体により実施される場合があるため、手順や自治体との協議・相談・調整に必要な内容も併せて紹介しています。漁業を営む漁業者個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体で漁業、養殖業に従事する皆様を対象としますので、ぜひご活用ください。

## 回収の取り組みにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**のことを示しています。

漁網等の漁業系廃棄物や船上で食べた食品のごみ等、漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。



※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、養殖等)が補助金の対象です。

**【先行事例等紹介先】** 先行事例の内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

**URL** [https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_118.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html)

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)



# 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収の取り組みについて

## 取り組み事例

すでに漁業者の協力によって、海洋ごみ回収の取り組みを実施している地域があります。様々な工夫を行っている、3つの漁業協同組合の取り組み事例を紹介します。

### 事例① 石川県漁業協同組合 加賀支所

漁業協同組合の敷地内に操業時に回収したごみを入れるためのコンテナを設置しています。

**【工夫点】** ●不法投棄防止のため、**防犯カメラの設置や夜間に人が近づくとライトが点灯する**ようになっている。

### 事例② 五色町漁業協同組合

漁業者が操業時に回収したごみを、可燃・不燃ごみ、タイヤ、金属等に分別し、漁港内のコンテナで保管後、市が処理を行っています。

**【工夫点】** ●家庭ごみや釣りのごみ等の不法投棄対策として**コンテナにシートを被せている**。これにより不法投棄されることがなくなった。



### 事例③ 芦北町漁業協同組合

漁業者が操業中に回収したごみを入れるための、ごみ箱を栈橋に設置しています。このごみ箱は町からの補助金を受けて設置し、漁業協同組合が管理しています。

**【工夫点】** ●水揚げしたごみを**廃棄しやすいように栈橋に設置した**。  
●不法投棄を防ぐため、**注意書きの紙を貼り付けて注意喚起した**結果、回収したごみ以外を捨てる人が減った。



## 補助金制度

環境省では、海洋ごみの回収を促進するため、漁業者がボランティアで海から回収した海洋ごみの処理費用等に対して、1都道府県あたり1年間で最大1千万円まで定額補助する制度を令和2年度に新設しました。

### 補助金制度の対象

本補助金制度は自治体のごみの処理費用等に使われるものであり、漁業者に支払われるものではありません。漁業者が自ら排出したごみは、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従い処理してください。

**【対象となるごみ】** ●漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**

**【対象となる費用】** ●回収した海洋ごみを**自治体が処理する場合の費用**  
●回収した海洋ごみを処理するまでに必要な**機材の設置費用等**  
(例:ごみを保管するごみステーションやコンテナ、不法投棄を防ぐためのビニールシート、防犯カメラ等)

### 【問い合わせ先】

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 電話:03-5521-9025